

平成二十三年四月六日

青森県教育委員会第七百四十七回定例会

期 日 平成二十三年四月六日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の
一部を改正する規則について …………… 1

三 委員長選挙

四 閉 会

報告第一号

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則
について

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、次のとおり定めたので報告します。

青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則

第七条の次に次の一条を加える。

(入学料の免除の特例)

第七条の二 前条の規定によるほか、校長は、教育長が定める特別の事由に該当すると認められる生徒の入学料を免除することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。